

次のとおり三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正することについて、地方自治法三朝町消防賞じゆつ金条例の一部改正について

《昭和二十二年法律第六十七号》第九十六条第二項の規定により、本議会の融決を求

昭和四十九年九月二十四日

三朝町議会議長 牧田 禎

朝 ĦŢ 消防賞じ ゆ 条例の一部 ć 改 Œ する条

朝町 消防賞じ ゆっつ 金 条 例 阳阳 和 24 + 五. 年 朝町 条例第三十一号)の一 部 を次の

うに改正する。

円以 第三条第一号中「一〇〇万円以上三〇〇万円以下」を「二五〇万円以上、〇〇〇万 别 下」に改め、 表の下に「(第三条関係)」を加え、 同条第二号中「三〇〇万円以下」を「八五〇万円以下」に改める。 同表中備考欄以外の部分を次のように改

る。 Ø 等 級級級級 极級級級 1254 **Z**Z 0 Æ. 0 0'0 労 Q 000 0 0 000 00 程 0 円円円円円円円円により下下下下下下下下下下 る 支 二 五 () 三五 0 0.0 0.0 OQQ Q 000 0 00 00 000 0 0 0 闪闪闪闪闪闪闪 上上上上上上上

則